

令和7年度  
第1回 檀原市都市計画審議会専門部会  
会議録

都市計画課

## 令和7年度第1回橿原市都市計画審議会専門部会 会議録

1. 開催日時 令和7年4月2日(水) 午前10時00分～午前11時30分

1. 開催場所 橿原市役所分庁舎(ミグランス) 2階 会議室A

1. 出席者

橿原市都市計画 嘉名 光市、阪中 計夫、新海 宏枝、増井 正哉  
審議会専門委員

公立大学法人 西浦調整官  
奈良県立医科大学 施設マネジメント課 山崎課長、阪本参与、米田係長

事務局 都市デザイン部 中谷部長、近澤副部長、山本副部長  
都市計画課 今北課長、島田補佐、川田統括調整員  
新野統括調整員、後藤主査

関係課 公園緑地景觀課 西川課長、藤岡補佐、岸本統括調整員

1. 欠席委員 井原 縁

1. 傍聴者 0名

1. 審議事項  
・ 県立医科大学附属病院の新病棟建設に伴う高度地区特例許可  
(令和6年8月28日告示第255号大和都市計画高度地区変更  
「計画書 3. 許可による特例」)にかかるとの調査審議

1. 議事要旨 別紙のとおり

# 令和7年度 第1回 橿原市都市計画審議会専門部会 議事要旨

日時：令和7年4月2日（水）  
午前10時00分～午前11時30分  
場所：橿原市役所分庁舎（ミグランス）  
2階 会議室A

- 司会者（島田補佐） ただいまより、令和7年度 第1回橿原市都市計画審議会を始めます。本日、司会を務めます、都市計画課 島田でございます。どうぞよろしくお願い致します。
- 橿原市都市計画審議会専門部会は、このたび初めて開催する運びとなっております。奈良県立医科大学付属病院より高度地区特例許可に対する審議依頼があり、橿原市都市計画審議会専門部会設置に関する要領に基づき、専門の事項として専門的見地から調査審議を行っていただくものです。
- ここで、本専門部会の定足数の確認をさせていただきます。
- 「橿原市 都市計画審議会 専門部会設置に関する要領 第5条第2項」では、専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない となっております。
- 本専門部会委員数は5名であり、本日は4名の委員の方々のご出席をいただいておりますので、本専門部会が成立している旨、ご報告いたします。
- 開会にあたりまして、中谷部長よりご挨拶申し上げます。
- 中谷部長 (部長挨拶)
- 司会者（島田補佐） 続きまして、本日ご出席の委員の皆様を、名簿の順にご紹介致します。  
(委員紹介)
- 司会者（島田補佐） 続きまして、公立大学法人奈良県立医科大学の出席者を紹介致します。  
(公立大学法人奈良県立医科大学の出席者紹介)
- 司会者（島田補佐） 続きまして、市の出席者を紹介いたします。  
(市の職員を紹介)
- 司会者（島田補佐） お手元の資料の確認をさせていただきます。  
(資料確認)
- 司会者（島田補佐） それでは、会議をはじめの前に、専門部会について、これまでの経緯や内容に関して、担当課より概要をご説明させていただきます。  
(担当課 説明)
- 司会者（島田補佐） なお、橿原市都市計画審議会 飯田会長より当専門部会の部会長に井原委員をご指名いただいておりますが、本日は所用により欠席されておりますので、橿原市都市計画審議会専門部会設置に関する要領第4条第3項に基づき、嘉名委員を部会長代理にご指名いただいております。
- それでは、これより進行を、嘉名部会長代理、宜しくお願いいたします。

嘉名部会長代理	樺原市都市計画審議会の会議の公開に関する運営要領の第4条を準用し、審議会の会議録の確定は、部会長及び部会長が審議会で指名した会議録署名委員1名による承認により行うものとなっておりますので、新海委員にお願いしたいと思います。新海委員よろしくお願ひします。
嘉名部会長代理	本日、傍聴の希望者はおられませんが、会議録の公表の関係がございますので、公開に関する運営要領の第2条により、専門の事項の調査審議について、本日の会議を公開の扱いとしてよいか、委員の皆様方にお諮りいたします。皆様いかがでしょうか。  (異議なし)
嘉名部会長代理	異議なしということですので、公開といたします。
嘉名部会長代理	それでは、調査審議に移ります。 専門の事項「県立医科大学付属病院の新病棟建設に伴う高度地区特例許可(令和6年8月28日 告示第255号大和都市計画高度地区変更 「計画書 3. 許可による特例」)について調査審議をいたします。  最初に、今回の調査審議いただく「専門の事項」に関して、前提となる対象地における都市計画法や景観条例等の状況などについて、概要を担当課より説明願ひします。
担当課(新野係長)	(都市計画の状況について 説明)
担当課(藤岡補佐)	(医大周辺の景観規制について 説明)
嘉名部会長代理	ただいま、都市計画や景観に関する前提の状況について、担当課から説明がありました。 それでは、奈良県立医科大学から説明願ひします。
県立医大(米田係長)	(新A棟計画 説明)
嘉名部会長代理	ただいま、担当者から説明のあったとおりですが、これについて質疑並びにご意見をお受けします。
阪中委員	A棟を残しながら新A棟を建設するというご説明だったと思います。既存のA棟と新A棟がどう違うのか、ということと、高さを論じるにあたっては、基本的な容積量というのでしょうか、床面積と記載がございますが、その辺の正当性が我々はあまりわかりません。必然性がベースにないことには、容積を上げるということにはなっていないと思いますが、その辺に関しまして触れていただけないでしょうか。
県立医大(阪本参与)	既存のA棟と新A棟との違いですが、既存のA棟には、外来機能、病院の管理部門、いわゆる事務部門の一部になります、その他医局機能といいまして、各診療科の先生方の居場所、つまり外来から戻られて、研究をされるような場所が入っています。このA棟の中の外来部門は患者さんが来院して、診察を受けられるような部門になりますが、耐震性能が不十分ということがございまして、新A棟に移したいと考えております。既存のA棟も耐震補強工事は実施しておりまして、一般的な耐震基準IS値0.6以上には対応していますが、災害拠点病院のIS値0.9を満たすまでには至っていないという

現状です。

新A棟に入りますのは、先ほど申しました外来部門です。その他に血液検査やレントゲン検査といった検査部門も、外来患者さんの利便性の向上という面もありますので、新A棟に移したいと考えております。検査部門は現在B棟とC棟にありますが、外来患者さんの利便性の向上が図れるという事で新A棟に移すのが適切ではないかと考えております。検査部門のほかに、病棟部門も入れたいと考えております。現A棟の中に病棟が一部入っていますが、これを新A棟に移すことを考えております。さらに、奈良医大は奈良県の政策医療を担っているという立場がありますので、感染症対応や災害時の対応といったことも新A棟に含めて機能向上を図りたいと考えております。これらを含めまして新A棟を設置したいというふうに考えています。

以上となりまして、もう一度申し上げますと、外来機能と検査部門、既存のA棟にある病棟部門、パンデミック対応部門、災害対応部門を設置したいと考えています。患者さんの利便性の向上と、現在の部門のさらなる増強をしたいということで、新A棟を設置したいと考えております。

また、容積量の必然性にご質問いただいた点につきましても、先ほどの説明と被ってきますが、新しく増強するパンデミック対応や災害対応といった部門を入れていくことによって、容積が必要になってくると考えております。

増井委員

阪中委員がおっしゃったことに関連するのですが、規制緩和をしようとしているのですから、様々な説明資料、こういったものが必要で今の高度規制を緩和したいという議論になっていくと思います。先ほどのご説明で新機能を入れて、大きなスペースの中で病院を計画したいということはわかりますが、先ほどのご説明を聞く限りでは、具体的な内容はなくて、規制を緩和するというのであれば、それなりの説明の根拠が必要だと思います。先ほどのご説明では理解できませんでした。いろいろな機能が必要で新A棟に入れるためには規制緩和が必要です、というのは論理が飛躍していると思いました。

質問です。説明資料の2ページに現A棟、看護学科新棟を残置することになり、敷地内の基本構想時より狭い範囲での計画が必要になりましたということは、つまり新しく建てる建物の敷地が狭くなりましたというご説明で、高さが必要だということになっているとは思いますが。当初は現A棟と看護学科新棟を残置継続しない案があったということでしょうか。また、新キャンパスが出来上がって、そこへ移転する部分があり、不要な建物がでてくるという前提で最初の計画はあったと思いますが、その後、現A棟と看護学科新棟を残置継続するということが新たな条件に加わったということでしょうか。当初は現A棟と看護学科新棟を残置継続使用する予定がなく、かつ新キャンパスへ移った教育部門もここから出ていくため、今回のような高い建物を建てる必要がない計画があったというふうに理解してよいでしょうか。

県立医大（西浦調整官）

令和5年3月に決めました基本構想がございまして、現A棟、看護学科新棟を除却し、医局機能を含めて全て新A棟へ移す計画をしておりました。しかし、奈良県との折衝の中で、一定の耐震強度のある建物は継続することになりました。基幹災害拠点病院として、診療としては使えないが、事務室や教育の教室といったもので使える建物は継続使用することになりましたので、看護学科新棟には教育を、現A棟には事務や医局部門といった診療を行わない部門を入れるということになりました。

新キャンパスについては、看護学科と、医学科の1年生が学ぶ教養部門が移ります。その後、研究機能については、時期は未定ですが、継続整備をする計画がございまして、新キャンパスを全て完成させてから、附属病院の建て替

	<p>えを行うという案もありましたが、前知事の時代に様々な検討をして、将来に渡り、県立医大が県民の皆さんの医療面の最終的なディフェンスラインという機能をしっかりと果たす必要がある、また南海トラフ地震といった災害が差し迫っている状況において、狭隘化し耐震性に不安を抱える建物を先に建て替えようということになりました。</p>
増井委員	<p>現A棟と看護学科新棟は、当初は、県立医大としてはここを含めて建て替えを検討していたが、県の強い指導があって、やむを得ず残置することになったということですね。</p> <p>第一印象として、県立医大の敷地は広いのに、なぜ高層化する必要があるのかという疑問がありお聞きしていますが、B C E棟は新A棟が建った後も継続して使用していくのでしょうか。</p>
県立医大（西浦調整官）	<p>新耐震基準を満たしていますので、継続して使用していきます。</p>
増井委員	<p>東側の建物の敷地も新A棟の計画では使えないのでしょうか。</p>
県立医大（西浦調整官）	<p>除却した建物の機能の受け入れ先で使う必要があります。</p>
新海委員	<p>この資料を拝見して、これ以外の資料がなかったため、私なりに調べたのですが、奈良県で一番高い建物が高さ45mのミグランスと分かりました。奈良県の31mラインを超えている今回の計画は、奈良県で一番高い建物を目指していると思いました。説明資料3ページで、なぜこの45mラインを微妙に越えなければならないのかという、なぜそこに価値を見出さなければいけないのかというところに嫌な感じが少ししました。</p> <p>今回は特例許可ということですが、橿原市は今まで藤原宮跡の視点場からの視界を守っていかなければならないと考えておられています。その中で景観アドバイザーとして会議に参加していくなかで、私自身も視点場からの視界を大事にしたいという思いを強くしました。今まさに世界遺産登録の審議が行われようとしている中で、橿原市の方々が景観を保全してきたスタンスはリスペクトしています。最初のころは看板一つをとっても、1軒、1軒回って降ろしてくださいと努力されてきて、良好な景観形成が進んでいる中で、この計画が出てくることにすごく違和感を覚えました。ですので、私は、31mラインは守ってほしいと思いますし、今のご説明では特例許可の必然性はないように感じました。また、災害時とおっしゃいますが、南海トラフ地震では高層階から下に降りる患者さんのことを思いやる方が正しいのではないかと思います。橿原市のいいところは、平坦なところだと思っていて、空が広いのですね。空を切り取らないでほしいと思います。</p>
県立医大（西浦調整官）	<p>45mを微妙に越えているというお話がありましたが、我々としては基準である45mを超えようと考えているということではございません。塔屋部分は床面積が何パーセント以内なら建築基準法上認められるということで記載させていただいており、45mを超えるつもりはございません。</p> <p>他の委員からもご指摘がありましたが、資料については、特例許可をお願いするのが初めてで、どのような資料を持参し説明すべきかわからない中、事務局の方と相談し第1回目はこのような形にしましょうとなりました。ご審議に必要である資料や、説明内容についてご指導いただければ最大限努力させていただきます。</p>
増井委員	<p>この計画を作る際に、大和三山眺望保全計画の遠望景観保全エリアについてどのようなご議論があったのでしょうか。特例許可がやむを得ないと結論に</p>

	至るまでにどのようなご議論があったのでしょうか。
県立医大（米田係長）	遠望景観保全エリア内であることは樫原市からもご指導をいただいております。何メートルまで建てられるということが保全エリアの中で決まっているわけではない中、病院として果たして行くべき機能、県民の方に対して最終のディフェンスラインとして期待に応えていくためには、先ほどからご説明しております機能を有して、貢献していきたいという議論になり、学内では特例許可を得たいということに至りました。
嘉名部会長代理	今のご回答は、遠望景観保全エリアに対する配慮をされなかった、ということでしょうか。少し理解ができませんでしたので、再度ご説明をしていただけますか。
県立医大（西浦調整官）	樫原市とは、実際にこのような建物が建ったときに、このような見え方がするといったところまでお話ししていないということです。学内において、遠望景観保全エリアではありますが、必要性があることから特例許可を求めていきたいと思いますということになっています。それを樫原市と実際に具体的にこういう見え方になるといったところには至っていません。先ほど申し上げたのは、学内での議論となります。
嘉名部会長代理	<p>本日、ご欠席の井原部会長からご意見を預かっています。私が直接お聞きしたのではなく、事務局の方でご意見を伺われています。また、井原部会長から公開の専門部会で公表する前提で伺っているご意見ではございませんので、私の方で簡潔にどういう点にご指摘があったかを2点申し上げます。1点目は、世界遺産登録に与える影響、スケジュール、プロセスにおいて、本議案の審議はかなり慎重、丁寧にするべきであるというご意見でございました。これは、井原部会長がおっしゃったことではなく、私の経験ですが、和歌山県の景観審議会を十数年務めており、和歌山県も熊野古道を世界遺産に登録しました。その際に、景観条例を作って、バッファゾーンを設定していきました。イコモスは、かなり時間をかけて細かく調査をされます。世界遺産やバッファゾーン、実はバッファゾーンに限らないのですが、地元の自治体が景観に対してしっかりと保全に取り組んでいるか調査研究がなされますので、そのことに与える影響というのはしっかりと考えておくべきだというのがご意見の1つ。例えば佐渡金山の世界遺産登録の際も、一部エリアが除外されましたが、そういうことはよくあることですから、世界遺産登録に関するプロセスやスケジュール、与える影響などを鑑みながら、この特例許可の検討を進めていくべきではないかというご意見でした。</p> <p>2点目は、先ほどから皆さんがおっしゃられていることの繰り返しになるかもしれませんが、そもそも高度地区の緩和に関しては、第一段階としては、必要性があるかどうかということです。必要性があるかどうかという前提がないと、どこからどう見えるかという議論にすら入らないのではないですか、というご意見です。つまり、高度地区の制限を緩和する必要性を我々が理解できないと、次のステップへは進めませんということです。その上で、先ほど事務局が条文を示してくれましたが、高度地区の特例緩和措置というのは環境上、景観上支障がないということであれば、認めますということでございます。まず我々がこの専門部会で必要性があるかどうか、次のステップへ進むかどうかという話があって、環境上、景観上支障がないということを実現できるということが見込めれば、具体的な緩和という流れになるので、必要性についてはしっかりと考えていただきたい、ということが井原部会長のご意見です。私も井原部会長のご意見と同様に考えています。</p> <p>県立医大さんの方でこれからどのような資料を作成しないといけないか、あ</p>

るいはどのような検討を進めていけばいいかを、今日は議論したいということでした。我々としては、客観的に根拠がある形で高度地区を緩和することが必要不可欠である、他に方法がないということを説明していただくことが大前提です。先ほどから委員の先生方もおっしゃられていましたが、他に方法がないということを認識できないと、緩和手続きに進めないのご理解をいただきたい。そうなりますと、新A棟の詳細だけでなく、西側にできた新キャンパスも含めた全体のファシリティマネジメントも関係してくるかもしれません。その中で、必要な機能やボリュームを確保しようとする、建設予定地で45mまで緩和しないと成立しないということを我々が理解できないと、その次の手続きに進めないということです。検討にあたっては様々な方法があると思います。あくまでも例示ですが、いくつかの案を検討した結果、この手法しかないということをご説明いただく方が理解しやすいのではと考えています。おそらく内部ではご検討されて、今回最良の案の概要をお示しいただいたと思いますが、この案が最良だということは今回の説明資料では読み取れません。入り口として、我々は客観的な必然性を議論する立場にあることをご理解していただきたいと思います。

阪中委員

嘉名委員がおっしゃっていただいたことに集約されると思いますが、我々としても高度を緩和することに対して否定しているわけでは全くなく、まずは必要性を理解したいのです。必要な機能については、たくさんご説明いただきましたが、床面積38,000㎡という数字が出ているということは、その根拠として病床が何床あるといった、基礎資料はお持ちだと思います。必ずこの床面積が必要で、建築可能な敷地がここ以外にないということがベースにならないことには議論が進まないと思います。我々はその必要性について早く理解を深めたいという趣旨で質問しています。

増井委員

医療の高度化や新しい施設ができることに関しては、私自身期待しているところはあります。また、県立医大さんは今井町にゲストハウスを作っていたり、歴史的な街並みを活用する取組を実施されたり、医学を大事にしたまちづくりに貢献しようと橿原市とコラボレーションされていることに、私はリスペクトしております。新A棟計画についても、歴史的な景観とどのように整合性をとり、どう生かしていくのかといった県立医大さんの姿勢を今回のプロジェクトでも行っていただきたいと思います。

私自身、世界遺産登録推進協議会の専門委員でもありまし。橿原市は藤原宮跡からの景観を守るため、眺望景観保全計画を作成され、藤原宮跡や大和三山の景観上も問題をクリアされてきました。今回の世界遺産登録でバッファゾーンの担保は、この眺望景観保全計画に基づいています。特に畝傍山の方面につきましては、遠望景観保全エリアで、バッファゾーンの景観を担保しますと世界に向けて約束しています。これはとても重いことであります。構成資産とその周辺の環境を守ることは日本の法制度では難しく、風致地区や美観地区を組み合わせて担保しているのが実情です。明日香村は全域が明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法で守られていますが、橿原市にはそういった法律がなく市街化が進みそれなりの発展を遂げています。その中で市街地と調和しながらバッファゾーンを設定する際に、眺望景観保全計画で担保しているわけです。しかしながら、その中でも規制緩和といった話は出てくると思います。他の先行地域でもないわけではないのですが、世界遺産登録の事務局である奈良県が、県の事業として遠望景観保全エリア内で規制緩和をするということは、大変重たいことです。ですから、かなりの説明責任を果たさないといけないと思います。

私自身、病院機能が充実されることについて異論はございませんが、今の段

階では規制緩和について否定的な意見しか申し上げられません。

県立医大（西浦調整官）

樫原市さんが取り組んでおられる世界遺産登録や文化財の保存といった動きと、我々が考えている医療の高度化、地域医療のニーズに応えていくことは、いずれも地域の方々の生活の質の向上につながる話であり、相反することではないと私も思っています。ですから、できる限り調和を取った形で計画をする必要があると考えています。どこまでのことが許されて、どこまでのことが出来ないのか、我々の計画は認められないのか、先生がおっしゃられていた説明責任を果たすためにはどういうことをすればいいのか、わかっていないのが現状でございます。世界遺産登録に向けた動きと調和を取らなければならないことは十分わかっていますが、我々とすればどこまで説明をすればいいのか何をクリアすればいいのか、これは出来ないといったことを、わかるようであれば教えていただきたいです。

嘉名部会長代理

先ほどの増井委員の非常に重要なご指摘に対して、それぞれ専門が違う部分がありますので、相互に理解していくことが必要だとは思いますが、わかりやすく言えば、規制緩和はそう簡単ではないという事です。思わぬところで世界遺産登録に影響が出てしまう可能性があるということですので、我々は慎重かつ丁寧な検討が必要だと考えているということです。半年というスケジュールではとても結論を出せるような案件ではないと我々は今のところ考えています。例えば半年と申し上げましたが、プロセスとしてはかなり丁寧な検討をすべき、という意味合いが増井委員のご意見だと思います。世界遺産登録も大事ですし、病院の機能充実ももちろん大事だと思っています。我々も、両立できるような結果を見出したいと思っています。どちらかが大事で、どちらかは大事でないという議論にならないようにしたいです。しっかりと解決策を見出せるよう考えたいので、なぜこのような新A棟を建てるという結果になったのかということをお話していただきたいです。逆に、大学として樫原市の景観づくりの今までの経過や世界遺産の重要性について少し読み込んでいただいて、そのような点を踏まえた上で、この計画が客観的に必要不可欠であり、他の方法では実現できないということを我々に示していただきたいという思いです。その上で、必要性を理解し次のステップに進みましょうとなれば、景観上どういう配慮をすれば課題解決できそうか、つまり、環境上、景観上支障がないという解決策が見いだせそうであれば専門部会としての結論を出し、その上で都市計画審議会にお諮りする、という流れになるとしています。

具体的にどのような資料を作成すればよいのかということですが、全体計画を含めて、この方法でしか実現できないということを説明していただきたい、ということが定性的な言い方です。定性的な言い方を具体的にどのような方法で説明するのかということはお話いただければと思いますし、事務局とやり取りをしていただければいいと思います。例えばですが、高さ31mを超えない案も検討したが、それではどうしても建築できないといったことをお示しいただければ、我々としても一番理解しやすいと思います。必ずしも複数案示してくださいということではございませんが、やむを得ないと理解するところがスタートラインだと私は思っています。他の委員さんで、このような指標があると理解しやすいといったことがあれば、アドバイスいただけたらと思いますし、おそらく事務局からも、こういう資料がいいのではという、お話は後程していただけるのかなと思います。

新海委員

4.5mという数値ですが、ミグランスが4.5mであるということで、今回の計画も4.5mなのだろうと思います。樫原市のスタンスとして、仮に、今回医大の建物の許可が降りた場合、次から次へと4.5mラインの申請が来るこ

とは簡単に想像できますし、また本庁舎の跡地が更地ですが、そこがおそらく4.5mになるのだらうと簡単に想像できます。そうであるならば、樫原市が4.5mを許可した場合、視点場からの見え方が、どうなるのか、今より凸凹になるのか、既に視点場から畝傍山や八木方面の眺望を見た場合に、建物が多く建っている状況で見えにくいです。逆に香久山の方を見ると、とてもフラットで景観が抑えられた静かな風景です。そういう意味では既に樫原市の景観はガタガタであることは否めませんが、さらに4.5mを許可した場合、どのように見えるのかということは、まず市の方で確認する必要があるのではないかと思います。

嘉名部会長代理

新海委員のご意見は、県立医大さんへの意見というよりは樫原市さんに対する意見、つまり、今後、高度地区の特例許可が出てくる可能性が十分あることを踏まえた眺望景観の在り方にしっかりと見解を持っておいってください、ということだと思います。

阪中委員

新海委員から、他の建物への波及のお話が出ました。私自身は2つの視点で意見を述べさせていただきます。大和高田バイパスを大阪方面から車で走ってきまして、樫原市内に入ると大きな建物の塊が3つあります。最初にイオンモールが見えてきます。その次に三和澱粉が見えてきて、最後が奈良医大の塊です。奈良医大もそうですが、イオンモールはすごく扁平な景観と感じます。唯一でこぼこしているのは三和澱粉ですが、あまり見られたものではありません。私は、今後何とかして欲しい対象だとみています。そういう中で見てきたとき、今回の高さの問題は良い悪いは両方あると思いますが、前面に一番高い建物ができるということで、見え方がどう変わるのかということには気になります。良い方向に変わればいいことだと思います。逆に、高さを落とすということは、景観に変化をもたらすという意味では悪くないと思います。

先ほど事務局から説明がありましたように大和八木駅周辺から容積率40%のエリアが続いており、医大が南端にあたります。もう少し南側へ行きますと、商業を中心とした樫原神宮前駅周辺エリアもあります。樫原市には2つの極があります。医大周辺は大和八木駅を中心とした極の南端にあたります。ある意味眺望のいい場所だとも言えます。藤原宮跡から見る大和三山については以前より議論されていますが、大和三山から見る藤原宮跡については、あまり議論されていないように思います。世界遺産登録に向けて藤原宮跡の存在感をアピールするためには、大和三山から見える藤原宮跡、あるいは大和三山と同時に見える藤原宮跡といった眺望景観を楽しめる場所があまりないように思います。高い建物に視点場を設けることによって、藤原宮跡と大和三山が同時に見える可能性があると思います。建物が突出することによる悪い面もあると思いますが、いい面をいかに活用できるか、ということがこれからの議論の視点だと思います。現時点では、必要性の是非が分からない状況ですが、次のステップへ進んだ際には、眺望等のメリットをいかに作れるかといった点を、検討していただきたいと思っています。

増井委員

世界遺産登録の面からは、いろいろと特例許可に向けて議論がありましたが、元のルールに収まりましたということが、美しいストーリーとして大変プロモーション的です。31mの高さ規制に則り、世界遺産登録に向けて眺望景観計画に従って、歴史的な市街地にある医科大学さんとして、高度医療を担保しながら、歴史的景観に調和した建物ができましたということが、私の専門領域からしますとベストソリューションです。31mでの建設が難しいという事を今後ご説明いただくということになるのですが、スタートラインとしては31mで建築できないかという議論も本来はあるべきだと思います。

嘉名部会長代理

ます。

ありがとうございます。景観上の検討に対するご意見と、高度地区の緩和の検討に入る前提となる必要性の理解、大きく2つの議論があったと思います。医大さんも我々の方からたくさんの宿題を述べさせていただいたかと思いますが、私からのご提案としまして、まずは必要性の議論に絞り、他の方法では解決できないということをご説明していただいて、その上で景観上の配慮について議論を行うのはいかがでしょうか。景観上の配慮については、新海委員より樫原市へも宿題が出たように思います。また、阪中委員からは、例えば眺望を獲得していく意味合いもあるというお話がございました。こちらは高度地区の緩和ということだけでなく、景観形成上、あるいは景観保全上のご意見でもございますので、樫原市として、どうお考えか次回お話をさせていただく必要があるかもしれません。いずれにしても、複数の変数を同時に動かすと、議論が混乱してしまいますので、今回は必要性について、医大さんがお考えのことを、資料としてご準備していただいて専門部会として共有、理解を深めたいと思います。増井委員からは31mでも建設可能という答えを期待しているというお話もございました。

増井委員

補足的に説明させてください。資料を見たときに、建て替え等の問題があり難しいことはよく理解できますが、これだけの敷地があって、容積率が400%のこの場所で、31mで問題ないのではというのが第1印象です。多くの機能を集約して、建築面積が当初より狭くなったため、高くなりましたということのやむを得なさをどう説明していただけるかは、私たちに対する課題でもありますが、世界遺産登録に与える影響についても考える必要があると思います。

嘉名部会長代理

今回は必要性についての議論をしようと思いますが、いかがですか。

県立医大（西浦調整官）

ありがとうございます。1点確認したいことがございます。必要性といった場合に、例えば新A棟に外来化学療法室を移設拡張予定です。また、患者さんへの負担の少ない高機能な手術室を設ける予定もございます。これらは医療として1つの機能ですが、これの可否をご議論するということになると、相当深く医療の分野へ入っていかないといけないと思います。我々が考えている面積や実現したいことの説明は可能ですが、この機能がいるのかからないのかの判断まで、ご議論をしていくのかどうかを確認したいです。

嘉名部会長代理

私自身の見解としては、こういう機能はいらないということ、我々が申し上げるつもりはございません。もちろん、今後の将来計画の中で、こういう機能を増強したい、集約したい、あるいはスクラップアンドビルドをしたい、といったお考えがあると思います。これらは、今回のご計画の前提条件になると思います。その前提条件を実現しようとした場合、基本スタンスとしては現行のルールである31mで収まる計画が望ましいということですが、しかし、どうしても現行のルールでは難しいということをご説明していただくと、我々としては理解しやすい、ということですが、ですから、今おっしゃられた外来化学療法室が必要ないのではないかと、これはコメントできる立場にございませんし、お話を聞く限りでは当然必要なことだろうと思いますので、コメントするつもりはございません。前提条件を実現しようとする場合に、31mを超えない方法があるのではないのですかということ、それは素朴な疑問ですし、我々としては対外的に緩和するにあたって、これ以外の方法がないから必要性を理解し、次のステップに進むということ、これを説明する責任があります。この審議会は基本的には公開で実施しますから、公開で

きる資料でご説明いただければありがたいのですが、外部に公表できるレベルでない資料が含まれているようなことがあるかもしれません。その場合は事前に事務局にご相談いただいで専門部会を非公開にすることは可能かと思ひます。

他よろしいでしょうか。

次回の部会の構成についても共有できたと思ひています。基本的には次回の部会では必要性についてということと、新A棟だけでなく、全体の今後の建て替えやファシリティマネジメントに関する考え方を整理していただき、その上でやはり新A棟が高度地区の緩和を受けなければならないという必要性についてお示しいただくような資料を作成していただき、説明していただくという流れでどうかと思ひます。また、樫原市さんの方へも少し宿題が出たと思ひます。今後の景観形成の方針など様々なご意見をいただいたと思ひますので、次回以降でもいいと思ひますが、お答えをお願いいたします。本日いただいた景観形成上のご意見は次回の次以降に改めて、協議できればということでご理解ください。

それでは、本日の調査審議案件は以上となります。他に何かございますでしょうか。ないようですので、本日の案件は全て終了しましたので、進行を司会に戻したいと思ひます。ありがとうございました。

司会（島田補佐）

会長代理並びに委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。次回の開催予定ですが、改めて事務局よりご案内させていただきますので、委員の皆様、宜しく願いいたします。また今回出たご意見等について、次回開催時までに奈良県立医科大学側で精査いただくようお願いいたします。

これもちまして、第1回 樫原市都市計画審議会専門部会を閉会させていただきます。